

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定 平成25年 4月 1日
最近改正 平成25年 9月 1日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下、「財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき財団に設置されるものをいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬額は、別表1の範囲内で理事会の決議により定める。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、支給日、支給方法等の詳細については財団職員給与規程に準じるものとする。
- 4 前項の場合において、所得税、市民税、県民税及び社会保険料は、各法令の規定に基づき控除するものとし、控除することについて本人から申し出のあった会費、立替金、積立金及び貸付金等は毎月の報酬から控除する。
- 5 常勤役員の退任にあたっては、第2項の規定にかかわらず退職手当、退職慰労金及びこれらに類する報酬を支給しないこととする。

(評議員及び非常勤役員の報酬等)

第4条 評議員及び非常勤役員は、原則無報酬とする。ただし、理事会又は評議員会等財団の会議に出席する場合は、一日又は会議一回の参加につき、別表2の額を支給す

ることができる。

2 前項のほか、非常勤である監事のうち公認会計士である者が在任しており、その者が定款第 26 条に規定する職務を行う場合には、毎年 6 月末日に年額 10 万円の報酬を支給することができる。この場合において、6 月末日が金融機関の休業日にあたる場合は、財団給与規程（支給日の順次繰り上げ）を準用する。

3 第 1 項ただし書きの規定は、評議員及び非常勤役員のうち、国家公務員法（昭和 22 年 10 月 21 日法律第 120 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号）第 3 条に規定する職（一般職及び特別職）にある者については、適用しない。

（費用の支払い）

第 5 条 財団は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第 6 条 財団は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 3 条 2 項関係）

役員の種類	報酬額
常勤役員	月額 600,000 円以内

別表 2 （第 4 条 1 項関係）

役員等の種類	報酬額
評議員及び非常勤役員	5,000 円